

平成22年度(上半期)消費生活相談状況の概要

1 相談件数の前年度同期と比較

平成22年度上半期(4月～9月)に県の相談窓口寄せられた消費生活相談件数は、2,083件で、前年度同期と比較し、423件の減少(16.9%減)となっており、一般相談、架空請求相談とも減少しています。

相談件数の減少の原因は、相談の中で大きな割合を占めていた架空請求相談が、平成16年度をピークに年々減少していること、フリーローン・サラ金に関する相談が減少したことなどが考えられます。

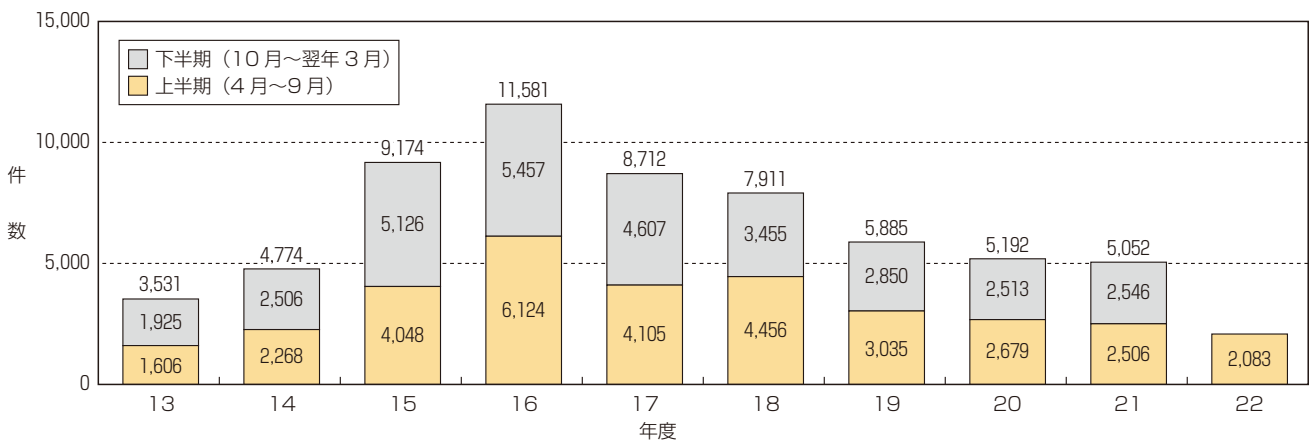


図1 相談件数の推移

2 相談の特徴

①販売購入形態別では、「訪問販売」の構成比が増加

②架空請求相談が大幅に減少

平成22年度上半期における相談件数は45件で、ピーク時の平成16年度同期の3,195件と比較し、3,150件の減少(98.6%減)、前年度同期の210件と比べ、165件の減少(78.6%減)となっています。

③フリーローン・サラ金の相談減少

例年、相談の中で大きな割合を占めており、平成22年度上半期においても、商品・役務別では、デジタルコンテンツに次いでいます。

平成22年6月の改正貸金業法の完全施行があったが、平成22年度上半期における相談件数は214件で、前年度同期の289件と比べ75件の減少(26.0%減)となっています。

販売購入形態別件数(4月～9月)

販売購入形態	22年度上半期	21年度上半期
店舗購入	774(37.2%)	945(37.7%)
通信販売	517(24.8%)	732(29.2%)
訪問販売	197(9.5%)	224(8.9%)
電話勧誘販売	126(6.0%)	151(6.0%)
マルチ販売	52(2.5%)	68(2.7%)
その他・無店舗販売	14(0.7%)	12(0.5%)
ネガティブ・オプション	4(0.2%)	0(0.0%)
不明・無関係	399(19.2%)	374(14.9%)
合計	2,083(100%)	2,506(100%)

注：()内は合計に占める割合を示しています。
注：数字の扱いにより、合計が100%にならない場合があります。

平成22年度上半期の消費生活相談内容の詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/ecc/toukei/upload/22soudanjyoukyo.pdf>

消費生活啓発ソング発表

〔悪質商法からあなたを守る7か条〕

消費者意識の向上と消費者トラブルの未然防止を図るため、消費生活啓発ソング&ダンスを作成し、「ふれあい消費生活フェスタ2010in 東予」にて発表いたしました。

歌詞でPRしています「悪質商法からあなたを守る7か条」について紹介します。(この啓発ソングは、県消費生活センターホームページで視聴することができます。)



①「甘い言葉にご用心！」

うますぎる話には、落とし穴があると考え、その場で即決や即答は避けましょう。

②「自分の意思をはっきりと！」

中途半端な言葉や態度は危険です。「要りません。」「契約しません。」と毅然と断りましょう。

③「情報キャッチ！手口をチェック！」

最新の情報を入手し、悪質商法の手口を知ることにより「かしこい消費者」になることが大切です。

④「契約内容、よく確認！」

説明が曖昧であったり、説明内容が記載されていない、書面の交付がない場合は、特に注意が必要です。

⑤「親子で地域で コミュニケーション！」

相談相手が身近にいることや生活状況の変化に周りが気づくことで、トラブルを未然に防げます。

⑥「みんなの味方、クーリング・オフ！」

一定の期間内であれば契約自体を無効にできる「クーリング・オフ」が、強い味方となります。

⑦「消費者トラブル 悩まない！」

「おかしいな」「心配だ」と思ったら、直ぐにお近くの消費者相談窓口にご相談ください。

第2回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。
合計12句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

今治市
ペンネーム
すずのねりん
作

独居人
甘いことばに
ひもゆるむ

松山市
ペンネーム
老空猿河内
作

儲かると
旨い話に
落とし穴

消費生活川柳(第3回)の募集! (締切12月31日)

県消費生活センターでは、消費者トラブルに対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。(応募方法)

はがきの表面に「住所」「氏名」「電話番号」を、裏面に「作品」を記載のうえ御応募ください。
募集期間：平成22年12月1日から12月31日まで
(当日必着)

優秀作：2名(図書カード1,000円進呈)

応募先：愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。(ペンネームでの掲載を希望される場合は、氏名の他、ペンネームも付記してください。)

作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。
(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
089-912-2300

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700(相談専用) 089-946-5539 (FAX)